

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 外来感染対策向上加算
- 医療DX推進体制整備加算
- がん治療連携指導料
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- 外来後発医薬品使用体制加算
- 酸素の購入単価
小型ボンベ 算定単価:2.36 円

(2025 年 5 月 1 日時点)

届出内容補足

■ 医療DX推進体制整備加算

オンライン資格確認システムにより取得した診療情報、薬剤情報を活用して診療を実施しております。マイナ保険証の促進、電子カルテ等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

■ 医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有し、受診歴、薬剤情報等の必要な情報を取得、活用しています。

■ 外来後発医薬品使用体制加算

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。

医薬品の供給状態により投与する医薬品が変更になる可能性があります。変更する場合は十分な説明を致します。

■ 一般名処方加算、長期処方

医薬品の供給状況や、令和6年10月から長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望に踏まえ先発医薬品を処方した場合は選定療養になること（先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1の料金を自己負担して頂く）等を踏まえて一般名処方の趣旨を十分に説明しております。

ご不明なことや気なることがございましたら、遠慮なく当院職員にご相談ください
また、患者様の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うことは可能です。

ご不明なことや気なることがございましたら、遠慮なく当院職員にご相談ください。

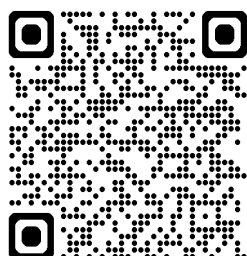
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

- A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

- A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

- A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

- A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。